

2 条例第11条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定 別記様式第2号（行政文書開示決定通知書）
- (2) 開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定 別記様式第3号（行政文書部分開示決定通知書）

3 条例第11条第2項の規定による通知は、別記様式第4号（行政文書不開示決定通知書）により行うものとする。

（開示決定等期間延長通知書）

4 条例第12条第2項後段の規定による通知は、別記様式第5号（開示決定等期間延長通知書）により行うものとする。

（開示決定等期間特例延長通知書）

第5条 条例第13条後段の規定による通知は、別記様式第6号（開示決定等期間特例延長通知書）により行うものとする。

（事案移送通知書）

第6条 条例第14条第1項後段の規定による通知は、別記様式第7号（事案移送通知書）により行うものとする。

（条例第15条第1項の実施機関が定める事項等）

第7条 条例第15条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
  - (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
  - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第15条第1項の規定による通知は、別記様式第8号（意見書提出機会付与通知書）により行うものとする。

3 条例第15条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- (4) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

4 条例第15条第2項の規定による通知は、別記様式第9号（意見書提出機会付与通知書）により行うものとする。

5 条例第15条第1項及び第2項の意見書の様式は、別記様式第10号（行政文書の開示に係る意見書）のとおりとする。

6 条例第15条第3項後段の規定による通知は、別記様式第11号（行政文書の開示決定に係る通知書）により行うものとする。

（行政文書の閲覧等）

第8条 行政文書の閲覧（条例第16条第3項本文に規定する閲覧に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。次項において同じ。）をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱うこととし、これを汚損し、又は破損してはならない。

2 公安委員会は、条例第4条の規定及び前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、行政文書の閲覧を中止させ、若しくは禁止し、又は行政文書の写しの交付（条例第16条第3項本文に規定する写しの交付に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。次項において同じ。）をしないことができる。

3 行政文書の写しを交付するときの交付部数は、1部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第9条 条例第16条第3項本文の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複製物の交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる電磁的記録を視聴させ、又は複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、視聴又は複製物の交付とすることができる。

3 条例第16条第3項ただし書の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 複製物の視聴又は複製物を更に複製したものの交付
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 用紙に出力したものを複写したものの閲覧又は交付

4 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる電磁的記録の複製物を視聴させ、又は複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、複製物の視聴又は複製物を更に複製したものの交付とすることができる。

（写しの作成及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるもの）

第10条 条例第17条の写しの作成及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるものは、前条で定める方法により交付される物の作成及び送付とする。

（条例第20条の規定による通知）

第11条 条例第20条の規定による通知は、別記様式第12号（審査会諮問通知書）に

別記様式第1号

より行うものとする。

(条例第21条において準用する条例第15条第3項の規定による通知)

第12条 条例第21条において準用する条例第15条第3項の規定による通知は、別記様式第13号(不服申立てに係る行政文書の開示通知書)により行うものとする。

(出資団体等の公示手続)

第13条 公安委員会は、条例第33条第1項の規定により出資団体等を定めるときは、熊本県公報で告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、熊本県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会 殿		行政文書開示請求書	年 月 日
請求者		住所又は居所	郵便番号
		〔 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地 〕	
氏 名		〔 法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名 〕	
連絡先		〔 法人その他の団体にあっては、担当者の氏名及び連絡先 〕	電話番号 ( ) -
熊本県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。			
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項			
請求の目的			
求める開示の実施の方法	1 閲覧		
〔 希望する方法を〇で囲んでください。 〕	2 写しの交付		
	(写しの送付 希望する ・ 希望しない)		
※備考	受理年月日	年 月 日	

注1 請求の目的欄は、請求された行政文書を特定するなどの参考にするものであり、その記入については、請求される方の任意です。

注2 閲覧又は写しの交付には、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付若しくは複製又は複製物の交付を含みます。

注3 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成に要する費用(写しの送付を希望される場合には、当該送付に要する費用を含みます。)を負担していただきます。

注4 ※印の欄は、記入しないでください。